

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2019年4月

JBS Newsletter
2019年06月06日

Contents

税務法規

1. 増税

- ▶ 「增值税改革の深化に関する100問」
- ▶ 「增值税改革の深化に関するQ&A」

2. 企業所得税 / 個人所得税

- ▶ 「『中国稅收居住者身分證明』に関する事項の調整についての公告」(国家稅務總局公告[2019]17号) ("17号公告")
- ▶ 「『中華人民共和国非居住者企業所得稅の予納申告表(2019年版)』等の公布に関する公告」(国家稅務總局公告[2019]16号) ("16号公告")ほか

3. 移転価格税制

- ▶ 中国事前確認年度報告(2018)」

税関法規

- ▶ 「総合保税区の搬出入管理の簡素化に関する公告」(税關總署公告[2019]50号) ("50号公告")ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2019年04月の発行状況は以下の通りです。

- | | |
|----------------|-----------|
| ▶ 2019年 04月04日 | 第2019013号 |
| ▶ 2019年 04月12日 | 第2019014号 |
| ▶ 2019年 04月19日 | 第2019015号 |
| ▶ 2019年 04月26日 | 第2019016号 |
| ▶ 2019年 04月30日 | 第2019017号 |

Japan Business Servicesグループで、2019年04月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税务及投资法规速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 増税

▶ 「増税改革の深化に関する100問」

▶ 「増税改革の深化に関するQ&A」

概要

「増税改革の深化に関する政策についての公告」(財政部、国家税務総局、税関総署公告[2019]39号) (“39号公告”), 「増税改革の深化に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2019]14号) (“14号公告”), 「増税納税申告の調整に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2019]15号) (“15号公告”) 及び 「『2019年増税改革の深化に係る納税サービス作業方案』の公布に関する通知」(税総弁発[2019]34号) (“34号通達”) 等に基づき、国家税務総局は2019年3月26日付で、「増税改革の深化に関する100問」(「増税100問」)を公布した。さらに、これに続き、「増税改革の深化に関するQ&A」(「増税Q&A」)も2019年4月2日付で公布した。

「増税100問」

「増税100問」には、増税改革に関する、よく見られる100の問題が含まれる。この中では、例えば、“生産、生活サービス業に従事する適格の増税一般納税者は、当期に控除可能な仕入税額の10%を追加控除できる”という政策(“増税の追加控除政策”)について、次のような点を明らかにしている。

実施期間: 2019年4月1日から2021年12月31までの期間。ここでいう実施期間とは、税額の属する期間を指す。

適用される納税者の範囲: 増税の追加控除政策が適用される生産、生活サービス業の納税者とは、「営業税に代えて増税を徴収する試験の全面的な実施に関する通知」(財税[2016]36号) (“36号通達”)における郵便サービス、電信サービス、現代サービス、生活サービス(“4つのサービス”)による売上高が総売上高に占める割合が50%を超える納税者を指す。

2019年3月31日以前に設立された納税者については、2018年4月から2019年3月までの期間の累計売上高によって売上高の割合を計算する。実際の経営期間が12か月未満の場合は、実際の経営期間の累計売上高によってこれを計算する。一方、2019年4月1日以降に設立された納税者については、設立日から3か月の累計売上高によって売上高の割合を計算する。納税者が4つのサービスのうちの複数の課税サービスを兼営している場合、これらのサービスの当期売上高を合算し、それを納税者の当期総売上高で割った結果を売上高の割合とする。

“追加控除政策の適用を確定した後、当年度内は調整しない”とは: 増税一般納税者が追加控除政策の適用を確定した後、1暦年度内は調整しないことをいう。翌暦年度には、前年度の実際状況を踏まえて再計算を行い、追加控除政策の適用可否を判断する。

追加控除政策が適用されない場合: 次の場合、追加控除政策は適用されない。

- ▶ 4つのサービスによる売上高が総売上高に占める割合は50%を超えるが、小規模納税者である場合
- ▶ 増税一般納税者が簡易課税方式によって算出した納税額から、追加控除額の控除をすることはできない
- ▶ 実施期間(2019年4月1日～2021年12月31日)の後、2022年1月より増税一般納税者の追加控除額の残額は控除できなくなる

追加控除額の減額: すでに追加控除額を計上した仕入税額に(原価への)振替が生じた場合、納税者は振り替えた当期に、振替額に対応する追加控除額を減額しなければならない。

増税の追加控除額の計算式:

当期に計上される追加控除額 = 当期に控除可能な仕入税額 × 10%

当期に控除可能な追加控除額 = 前期末の追加控除額の残高 + 当期に計上される追加控除額 - 当期に減額される追加控除額

増值税Q&A

「増值税Q&A」では、主に最近公布された増值税改革の深化に関する問題を扱っている。Q&Aからの重要な問題の抜粋は次のとおりである。

Q: 2019年4月1日以後に取得した、16%、10%という従来の税率の増值税専用発票をもって控除できるか否か？

A: 14号公告の規定に基づき、購入側の納税者が4月1日以後に取得した、16%、10%という従来の税率の増值税専用発票は、現行規定に従って仕入税額控除を行うことができる。売上割引、中止または返品等の状況が発生し、赤字発票を発行する必要がある場合、従来の適用税率により赤字発票を発行する。

増值税税率の調整前における、増值税発票が未発行の増值税課税販売行為について、増值税発票の追加発行が必要な場合、従来の適用税率により増值税発票を発行しなければならない。

Q: 追加控除政策の適用を受けるために、納税者が売上高の割合を計算する際に、免税売上高を除外する必要があるか否か？

A: 追加控除政策の適用を受けられる納税者とは、4つのサービスによる売上高が総売上高に占める割合が50%を超える増值税一般納税者を指す。納税者が売上高の割合を計算する際に、免税売上高を除外する必要はない。

Q: 簡易課税方式を適用できる増值税一般納税者が4つのサービスの売上高の割合を計算する際に、簡易課税方式が適用される売上高を含めるべきか？

A: 「増值税暫定条例」の規定によれば、「売上高」とは、納税者に発生した課税行為により取得したすべての代金及び代金以外の費用を指し、これには一般課税方式を適用する売上高と簡易課税方式を適用する売上高が含まれる。したがって、売上高の割合を計算する際、簡易課税方式が適用される売上高を含めるべきである。

そのほか、「増值税Q&A」では、国内旅客運輸サービスの購入に係る実務上の控除問題についても説明している。

「増值税100問」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gd-n-tax.gov.cn/gdsw/srdwd/2019-03/26/content_71c39822ea114812ba67afde9a9e dd44.shtml

「増值税Q&A」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810219/n810744/n4016641/n4171132/index.html>

39号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4160283/content.html>

14号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4160328/content.html>

15号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4161076/content.html>

34号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4160508/content.html>

36号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2043931/content.html>

「増值税暫定条例」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-12/01/content_5243734.htm

2. 企業所得税 / 個人所得税

▶ 「『中国税収居住者身分証明』に関する事項の調整についての公告」(国家税務総局公告[2019]17号) (“17号公告”)

概要

国家税務局と地方税務局の統合による徵税管理体制の改革及び個人所得税の改革を着実に実施するために、国家税務総局は2019年4月1日付で、「中国税収居住者身分証明」(「居住者証明」)の発行に関する事項の変更に関する17号公告を公布した。居住者企業または居住者個人に対する「居住者証明」の発行の利便性を高めるために、17号公告によって、主に「『中国税収居住者身分証明』の発行に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2016]40号) (“40公告”)における一部の事項が変更された。

現行規定によると、企業または個人（「申請者」）は、中国政府が他国と締結した租税条約（中国本土と香港、マカオが締結した租税の取決め、及び中国本土と台湾が締結した租税協定を含む）、航空協定の租税条項、海事協定の租税条項、国際運輸業所得に係る相互免除協定または交換公文等にある恩典を享受するために、中国の税務上の居住者身分を有する暦年度において、所轄税務機関に「居住者証明」の発行を申請する。

17号公告によれば、申請者は所得税を管轄する県税務局（「所轄税務機関」）に「居住者証明」の発行を申請する。中国居住者企業の国内、国外の支店の場合は、中国の本社が本社の所轄税務機関に申請をする。パートナーシップ企業の場合は、中国居住者パートナーを申請者として、当該パートナーの所轄税務機関に申請をする。

申請者は「居住者証明」の発行を申請する際、次の申請資料を提出しなければならない。

- ▶ 「居住者証明」の申請表（17号公告の添付2）
- ▶ 租税条約の恩典を受けようとする所得に関連する契約書、協議書、董事会または株主総会の決議、関連する支払伝票等の証明書類
- ▶ 申請者が個人で、かつ中国に住所がある場合は、戸籍、家庭、経済的利益関係のために中国国内に習慣的に居住することを証明する資料（申請者の身分情報、住所の状況説明等を含む）
- ▶ 申請者が個人で、中国に住所はないが、1納税年度において中国国内に累計で満183日居住する場合、中国国内での実際の居住日数を証明する資料（出入国記録等を含む）
- ▶ 国内、国外の支店が本社を通じて申請する場合は、本社、支店の登記状況
- ▶ パートナーシップ企業の中国居住者パートナーが申請者として申請を提出する場合は、パートナーシップ企業の登記状況

提出書類は中国語でなければならず、原本が外国語の場合、中国語訳も同時に提出する。

17号公告は2019年5月1日より施行され、40号公告における関連条項は同時に廃止される。

17号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4195742/content.html>

40号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2202066/content.html>

- ▶ 「『中華人民共和国非居住者企業所得税の予納申告表（2019年版）』等の公布に関する公告」（国家税务总局公告[2019]16号）（「16号公告」）

概要

「『中華人民共和国電力法』等の4つの法律の改正に関する決定」（主席令[2018]23号）（「23号令」）により、税務機関が非居住者企業の企業所得税の一括納付に対する審査、承認が取り消されたことを受け、財政部、国家税务总局及び中国人民銀行は2019年3月1日付で、「非居住者企業の機構、場所の企業所得税の一括納付に関する問題についての公告」（国家税务总局公告[2019]12号）（「12号公告」）を公布し、非居住者企業の機構、場所による企業所得税の一括納付に関する問題について明らかにした。

その改正内容を確実に実施するため、国家税务总局は2019年3月28日付で16号公告を公布し、改訂後の「中華人民共和国非居住者企業所得税の予納申告表（2019年版）」、「中華人民共和国非居住者企業所得税の年度納税申告表（2019年版）」、「中華人民共和国企業所得税の源泉徴収報告表（2019年版）」等の書式を公布した。納税者及び末端の税務機関の負担を軽減するため、改訂後の申告表はより簡素化されたものとなった。

申告表の改訂には、以下の内容が含まれる。

- ▶ 12号公告に基づき、「中華人民共和国非居住者企業所得税の予納申告表（2019年版）」（「予納表」）（16号公告の添付1）、「中華人民共和国非居住者企業所得税の年度納税申告表（2019年版）」（「年度報告表」）（16号公告の添付2）に、一括納税の規定に従い、相応の調整が加えられた。
- ▶ 居住者企業の所得税申告に照らし、「非居住者企業の機構、場所が一括納付する所得税の税額配分表」が追加された。
- ▶ 「中華人民共和国非居住者企業所得税の四半期及び年度納税申告表（推定課税方式が適用される企業）／（PEを構成しない場合及び国際運輸の免税申告）」は取り消された。

- ▶ 「中華人民共和国企業所得稅の源泉徵收報告表（2019年版）」（「源泉徵收表」）（16号公告の添付8）はすでに「非居住者企業の所得稅の源泉徵收に関する問題についての公告」（国家稅務總局公告[2017]37号）（“37号公告”）に基づき、調整された。当該報告表は、源泉徵收義務者（源泉徵收を行うよう指定された場合を含む）、及び源泉徵收義務者が法に基づき源泉徵收をしないか或いは当該義務を履行できないため、自ら申告を行う納稅者が、その都度または期間ごとに企業所得稅の源泉徵收または申告をする際に適用される。
- ▶ 非居住者企業の所得稅申告表の主表は4枚から3枚に、附表は9枚から5枚に減少した。

そのほか、16号公告により、「納稅調整項目明細表」、「企業所得稅の欠損補填明細表」、「對外合作石油採掘企業の調查開発費用年度明細表」、「非居住者企業の機構、場所の査定計算明細表」及びそれぞれの記入説明（16号公告の添付3、4、5、7）も公布された。

「予納表」及びその附表は2020年第1四半期の企業所得稅の予納申告、「年度報告表」及びその附表は2020年度の企業所得稅の確定申告から、それぞれ適用される。ただし、非居住者企業の機構、場所が12号公告の規定に従って2018年度または2019年度から一括納稅を行う場合、各申告表はその年度から適用される。また、「源泉徵收表」及びその附表は2019年10月1日より適用される。

16号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4194220/content.html>

国家稅務總局による16号公告についての公式解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c4193710/content.html>

23号令の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-12/29/content_2069935.htm

12号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4152753/content.html>

37号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2878645/content.html>

- ▶ 「個人所得稅に係る住宅ローン利子の特別付加控除に関する情報収集をよりよく行うことに関する通知」（銀發弁[2019]71号）（“71号通達”）

概要

新しい「中華人民共和国個人所得稅法」及び「個人所得稅の特別付加控除暫定弁法」（国發[2019]41号）（“41号通達”）に基づき、納稅者本人またはその配偶者の1軒目の住宅ローンの利子は、毎月1000元の基準で定額控除することができる。（夫婦のいずれか一方が控除するか、或いは各々が控除基準の50%を控除するかを選択できる）。控除期間は240か月を超えてはならない。

財政部弁公庁、国家稅務總局弁公庁及び中國人民銀行弁公庁が2019年3月29日付で中國人民銀行の支店に対して発布した71号通達は、個人所得稅に係る住宅ローン利子の特別付加控除に関する情報収集に関する事項について規定したものである。

71号通達の主な目的は中國人民銀行及び商業銀行による情報収集の規範化を図ることにあるが、さらに次の事項についても明らかにしている。

1軒目の住宅ローン： 1軒目の住宅ローンとは、1989年1月1日以後に貸し出された商業性個人住宅ローンをいい、個人の商業用建物（商業・住宅兼用建物を含む）を含まない。（個人の住宅積立金ローンは今回の情報収集の範囲外であるが、41号通達によれば、納稅者が1軒目の住宅を購入する場合の住宅積立金ローンの利子も控除することができる。）

“1軒目の住宅”的判定： 1989年1月1日から2003年6月5日までの間に貸し出された商業性個人住宅ローンについては、納稅者が家庭の最初の住宅ローンであるか否かにより、適格の1軒目の住宅ローンであるか否かを判定する。納稅者及びその配偶者は貸出日が最も早く、かつ2018年12月31日時点でまだ返済されていないローンについて、個人所得稅の特別付加控除を受けることができる。

一方、2003年6月6日以後に貸し出された商業性個人住宅ローンについては、納稅者は当該住宅ローン契約書が1軒目の住宅ローンと判定できるか否かを商業銀行と確認することができる。

商業銀行の情報収集の範囲: 71号通達によると、情報収集する範囲には、借入人の氏名、身分証明の種類及び番号、貸付銀行、ローン契約番号、1軒目の住宅ローンであるか否か、ローンの種類、ローン口座の開設日、ローンの期限到来日、初回の返済日、ローンが完済されたか否か、ローンの完済日が含まれる。

納税者は商業銀行にローン契約番号を照会し、かつ当該ローンが1軒目の住宅ローンと判定できるかを確認することができる。

71号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/3804817/index.html>

「中華人民共和国個人所得税法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/xinwen/2018-09/01/content_5318233.htm

41号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3960435/content.html>

3. 移転価格税制

▶ 「中国事前確認年度報告(2018)」

概要

国家税務総局は2019年4月12日付で、「中国事前確認年度報告(2018)」(「2018年度報告」)を公表した。中国が事前確認年度報告を公表するのは、これで10度目である。

「2018年度報告」における内容及び枠組みは、前年度の報告(「中国事前確認年度報告(2017)」)(「2017年度報告」)と基本的に同じであり、中国の事前確認に係る最新の制度、実施手続及び実務の発展状況について紹介とともに、2005年1月1日から2018年12月31までの事前確認に関する統計データを含んでいる。(「2017年度報告」については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年12月号を参照。)

「2018年度報告」によると、2018年12月31までに、中国の税務機関はすでに156件の事前確認(そのうち、ユニラテラル89件、バイラテラル67件)を成立させた。

2018年には、ユニラテラルの事前確認2件、バイラテラルの事前確認7件(相手国の内訳はアジアが5件、欧州、北米が各1件)が成立した。成立した事前確認は、製造業の事前確認がなお主であり、実体経済に対する租税の役割を明らかにしている。

2018年において、国家税務総局は事前確認の協議作業を着実に推進するとともに、G20が提唱する税源浸食と利益移転(BEPS)行動計画にも引き続き関与した。「『特別納税調査調整及び相互協議手続管理弁法』の公布に関する公告」(国家税務総局公告[2017]6号)(「6号公告」)及び「事前確認管理の整備に係る事項に関する公告」(国家税務総局公告[2016]64号)(「64号公告」)は、事前確認についての法的根拠及びガイドラインを提供するものである。「国税・地税徵収管理体制の改革方案」に基づき、国家税務総局は2018年に6号公告及び64号公告を改正したため、「2018年度報告」も改正後の公告に基づいて更新された。

「2018年度報告」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810214/n810606/c4244610/content.html>

「2017年度報告」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810214/n810606/c3936703/content.html>

64号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c292979/content.html>

6号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2538695/content.html>

税関法規

▶ 「総合保税区の搬出入管理の簡素化に関する公告」(税関総署公告[2019]50号)(「50号公告」)

概要

2019年3月22日付で、税関総署は総合保税区の搬出入管理の簡素化に関する50号公告を公布した。当該公告は公布日より施行される。

50号公告によれば、輸出関税、貿易規制証明書の対象とならない、税金還付の要求がなく、税関統計に含まれない以下の貨物、物品には、簡素化された搬出入管理モデルが適用される。

- ▶ 区内のインフラ、製造工場、倉庫施設の建設に必要な機械、設備、インフラ物資
- ▶ 区内企業と行政機関の自家用事務用品
- ▶ 区内企業が必要とする労働保護用品
- ▶ 区内企業が使用する、生産加工及び設備のメンテナンス用の少量の緊急必要物資、包装物資、サンプル、生産経営を行うための計器、工具、機器、設備
- ▶ 区内の人員が必要とする生活消費品

今後、上記の貨物、物品は税関申告書、届出リストによる搬出手続を行わなくてよくなる。区内企業は、関連状況を遡及できるように、保税区への搬出入に関する日常記録をつけるようにする。

ただし、区内企業が規定の範囲を超えて、無断で簡素化された管理モデルにより保税区への搬出入を行うなどの状況がある場合、税関は上記の貨物、物品に対する簡素化された搬出手続の適用を一時的に停止することがある。

区内の增值税一般納税者資格の試験業務、区内企業が引き受けた国内(区外)企業の委託加工業務、倉庫保管貨物の状態に応じた分類管理等の業務は、現行の関連規定に従うものとする。

50号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2355649/index.html>

- ▶ 「ロイヤルティに係る申告納税手続に関する問題についての公告」(税関総署公告 [2019]58号) ("58号公告")

概要

ロイヤルティに係る申告納税手続の便宜のために、税関総署は2019年3月27日付で58号公告を公布した。

58号公告における主な内容は次のとおりである。

- ▶ 58号公告にいうロイヤルティ及び課税ロイヤルティとは、「中華人民共和国税関輸出入貨物の価格査定弁法」(税関総署令[2013]213号) ("「価格査定弁法」")に規定された定義による。
- ▶ 納税義務者は税関申告書に記入する際、「ロイヤルティの支払の確認」欄において、課税ロイヤルティの有無を確認しなければならない。輸出貨物、加工貿易及び保税監督管理貨物(国内販売保税貨物を除く)は記入を免除される。
- ▶ 納税義務者が貨物の輸入申告時点ですでに課税ロイヤルティを支払っている場合、支払った金額を税関申告書の「雑費」欄に記入し、「総額」の欄に記入する必要はない。税関は貨物の輸入申告日に適用される税率、為替レートにより、ロイヤルティに係る税金を徴収する。
- ▶ 納税義務者が貨物の輸入申告時点で課税ロイヤルティをまだ支払っていない場合、毎回の支払後30日以内に税関で申告納税手続を行い、「課税ロイヤルティ申告書」に記入しなければならない。
- ▶ 納税義務者が規定に従って申告書に記入せず、税額の過少納付或いは納付漏れが生じた場合、税関は過少納付或いは納付漏れ税額の0.05%の滞納金を日ごとに徴収できる。

58号公告は、2019年5月1日より施行される。税関総署公告[2019]18号の添付「中華人民共和国税関輸出入貨物の税関申告書の記入規範」第46条の「ロイヤルティの支払の確認」に関する規定は同時に廃止される。

58号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2360229/index.html>

「価格査定弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/356036/index.html>

税関総署公告[2019]18号の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2277900/index.html>

- ▶ 「輸入物品の輸入税の調整に関する問題についての公告」(税委会[2019]17号) (“17号通達”)
- ▶ 「『中華人民共和国輸入物品分類表』及び『中華人民共和国輸入物品課税価格表』の調整に関する公告」(税関総署公告[2019]63号) (“63号公告”)

概要

国務院の承認を受け、国務院関税税則委員会は2019年4月8日付で17号通達を公布し、輸入物品の輸入税を調整した。具体的な調整内容は次のとおりである。

- ▶ 輸入物品の輸入税の税目1(17号通達の添付)の適用税率を13%に引き下げる。これには、書籍・新聞、出版物、コンピュータ、食品、家具、玩具及び薬品等(国の規定により3%の軽減税率が適用される抗癌剤を除く。詳細は「薬品の輸入関税の引下げについての公告」(税委会公告[2018]2号) (“2号公告”)を参照)が含まれる。
- ▶ 輸入物品の輸入税の税目2の適用税率を20%に引き下げる。これには、スポーツ用品、紡績品、自転車及び税目1、3に含まれないその他の商品が含まれる。
- ▶ 輸入物品の輸入税の税目3の適用税率は50%のままでする。これには、タバコ、酒、貴重アクセサリー、ゴルフ用品、高級腕時計、化粧品等が含まれる。(税目3に列挙される商品の具体的な範囲は消費税の徴収範囲と一致する。)

上記の調整を受け、税関総署は2019年4月8日付で63号公告を公布し、「中華人民共和国輸入物品分類表」と「中華人民共和国輸入物品課税価格表」を調整した。17号通達及び63号公告は2019年4月9日より施行された。

17号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://gss.mof.gov.cn/zhenwguxinxi/zhengefalu/201904/t20190408_3216190.html

63号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2371722/index.html>

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- | | | |
|---|---|---|
| <p>▶ 北京</p> <p>大谷 光尋
監査
+86 10 5815 4569
mitsuhiro.otani@cn.ey.com</p> <p>鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p>上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ 大連</p> <p>秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ 上海</p> <p>高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p>八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p>鯉沼 里枝
監査
+86 21 2228 3976
rie.koinuma@cn.ey.com</p> <p>星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p>山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p>江 海峰
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com</p> <p>石川 翔太
金融
+86 21 2228 4006
shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p>坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p>小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p>丸山 直也
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com</p> <p>久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ 広州</p> <p>長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p>穴井 宏明
監査
+86 20 2881 2888
hiroaki.anai@cn.ey.com</p> <p>石澤 晶宗
税務
+86 20 2881 2712
masamune.ishizawa@cn.ey.com</p> | <p>▶ 深圳</p> <p>小島 慎一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ 香港</p> <p>重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p>柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p>田所 啓史
監査
+852 2846 9623
satoshi.tadokoro@hk.ey.com</p> <p>吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p>稲葉 宏和
金融
+852 2629 3046
hirokazu.inaba@hk.ey.com</p> |
|---|---|---|

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マークツ本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より 詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2019 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03008586

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務 その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切な アドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

